

令和8年度 応急手当普及員（市民救急指導員）再講習会のご案内

1 資格更新のための講習会について

応急手当普及員の資格更新のための講習会を下記のとおり開催しますので、受講をご案内します。

※令和5年4月から「市民救急指導員」の名称を全国的に使用されている「応急手当普及員」に変更させていただきました。名称の変更のみで、制度の内容に変更はありません。

2 受講対象者

更新対象の応急手当普及員（市民救急指導員）

※資格有効期限日の1年前から受講できます。

3 講習内容

救命に必要な応急手当（心肺蘇生法、止血法等）の指導要領や、指導実技を実施して頂き、手順等について確認を行います。

4 開催日程

担当署	開催日	開催場所	所在地
北	7月26日（日）	守山市コミュニティ防災センター ※北消防署併設	守山市石田町 377-1
中	8月23日（日）	湖南広域行政組合総合庁舎 3階市民防災ホール	栗東市小柿三丁目 1-1
東	9月19日（土）	野洲市総合防災センター ※東消防署併設	野洲市辻町 488
西	10月18日（日）	草津市コミュニティ防災センター ※西消防署併設	草津市上笠町 477-1
南	11月20日（金）	南消防署 3階会議室	草津市野路九丁目 1-46

5 開催時間

各日程とも、9時00分から12時00分まで。

6 申込方法

受講を希望する日程を末尾案内の各消防署に電話連絡頂きお申し込み下さい。お住まいや勤務する事業所の住所地に関係なく、開催日程の中から選択して頂くことが可能です。上記開催日程での受講が困難な場合はご相談下さい。

7 その他

(1) 講習受講料

講習受講料は無料です。

(2) 講習時の持ち物

ア 「応急手当指導者標準テキスト（東京法令出版）」

イ 筆記用具、飲料水等

(3) その他

ア 実技を伴う講習ですので、動きやすい服装をお願いします。

イ 駐車場所は職員の指示に従ってください。

ウ 飲料水は各自で準備をお願いします。(自動販売機は会場にあります。)

エ 資格の有効期限は3年です。資格の維持には、失効までに更新が必要となります。

8 資格失効について

(1) 資格失効すると、再度3日間の講習が必要になります。

(2) 失効前に3時間の再講習を受講することにより3年資格を延長することができます。

問い合わせ先

・草津市

西消防署（草津市上笠町 477-1） TEL 077-568-0119

南消防署（草津市野路九丁目 1-46） TEL 077-564-4951

・守山市

北消防署（守山市石田町 377-1） TEL 077-584-2119

・栗東市

中消防署（栗東市小柿三丁目 1-1） TEL 077-552-0119

・野洲市

東消防署（野洲市辻町 488） TEL 077-587-1119